

発注番号 123554

PM080401
土木部河川課

設計図書

工事番号 7 債河情維第 6 号

工事名 長崎県河川砂防情報システム保守点検業務委託

工事場所 長崎市 尾上町

令和 10 年 3 月 17 日限り

工事日数 日間

工事数量総括表		
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位
NAKSS (R7)	1	式
直接測量費(安全費対象)	1	式
業務計画・とりまとめ・打合せ協議 R7	1	式
NAKSS保守点検 R7	1	式
NAKSS (R8)	1	式
直接測量費(安全費対象)	1	式
業務計画・とりまとめ・打合せ協議 R8	1	式
NAKSS保守点検 R8	1	式
NAKSS (R9)	1	式
直接測量費(安全費対象)	1	式
業務計画・とりまとめ・打合せ協議 R9	1	式
NAKSS保守点検 R9	1	式

長崎県河川砂防情報システム保守点検業務委託

特記仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本特記仕様書は、長崎県（以下「発注者」という。）と受注者とで契約する「長崎県河川砂防情報システム保守点検業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(概要・目的)

第2条

- (1) 長崎県河川砂防情報システムは平成27年度に国電通仕第54号による高速化と民間通信網を用いた二重化を図った収集方法に変更し、各種処理を行なう統合型システムを構築するとともに、土砂災害警戒情報の運用方式を連携案方式へ対応したものへと改修を行なった。
- (2) 本業務の目的は、河川災害及び土砂災害の発生時、または発生のおそれがある場合に水防担当職員（市町職員を含む）が現状を把握し、また、一般の県民に対して自主的な警戒・避難行動を行う際の防災情報としてPC・スマートフォン等の機器を通じて配信する長崎県河川砂防情報システムの保守を行うものである。システムの異常を未然に防ぎ、また、異常が発生した場合は早急にその原因特定作業及び復旧作業を行うことで、防災情報を適切に伝達・提供することが本業務の目的である。

(実施基準等)

第3条 本業務は、本特記仕様書によるほか、次の各号に掲げる法令規則等に準拠して実施するものとする。

- (1) 長崎県建設工事共通仕様書 長崎県土木部（令和7年4月）
- (2) 土木設計（測量、調査）業務等共通仕様書 長崎県土木部（令和7年4月）
- (3) 電気通信施設点検業務共通仕様書（案）（令和3年11月）
- (4) 電気通信施設点検基準（案）（令和7年3月）
- (5) 電気通信設備工事共通仕様書（令和7年3月）
- (6) 電気通信設備施工管理の手引き
- (7) その他関係法令規則等

(点検場所)

第4条 本業務の点検場所は、NAKSS機器保守対象機器一覧表（別紙）のとおりとする。

(業務区分及び範囲)

第5条 本業務の区分及び範囲は、次のとおりとする。

- (1) 定期点検業務は、点検対象物件一覧表（別紙）のとおりとし、機器の点検は毎年度1回実施

するものとする。

(2) 点検回数に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。

(3) 本施設の増設、移転、改造及び撤去は本業務に含まないものとする。なお、これによって点検対象施設に変更が生じた場合は、原則として契約変更の対象とする。

ただし、軽微なものはこの限りではない。

(履行期間)

第6条 本業務の履行期間は次のとおりとする。

(1) 履行期間は契約日から令和 10 年 3 月 17 日までとする。

※但し、保守期間は令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 2 月 29 日までとする。

(2) 詳細行程については、監督職員と打ち合わせの上実施するものとする。

(疑義)

第7条 本特記仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた場合は、発注者及び受注者の協議の上、決定するものとする。

第2章 業務内容

(業務計画及び技術的所見のとりまとめ)

第8条 「業務計画」は、業務計画書の作成および総合点検における実施手順書の作成を行うものとする。

(打合せ協議)

第9条 受注者は監督員と下記のとおり打合せ協議を実施する。(計4回)

令和 7 年度 業務着手時及び年度末報告時

令和 8 年度 年度末報告時

令和 9 年度 年度末報告時(成果品納入時)

(臨時点検)

第10条 電気通信設備点検業務共通仕様書第42条により行う臨時点検は、下記の回数とし、これに増減があった場合は、受注者の責に帰する場合を除き契約変更の対象とする。

臨時点検 11回(R7年度 3回、R8年度 4回、R9年度 4回)を想定している。

作業人員 点検技術者及び点検技術員の2名1組を想定している

現地での作業時間 1回当たり2日を想定している

(総合点検)

第11条 電気通信施設点検基準(案)総合点検の通りとする。ただし、点検内容の記載がない場合や、点検内容に疑義がある場合は監督職員、管理技術者両者で協議して定めるものとする。

(個別点検)

第12条 電気通信施設点検基準(案)個別点検の通りとする。ただし、点検内容の記載がない場

合や、点検内容に疑義がある場合は監督職員、管理技術者両者で協議して定めるものとする。

(提出図書)

第13条 受注者は、次の各号に掲げる書類を同号に定める期日までに提出し、承諾を得なければならない。

- | | | |
|-------------------|----|------------|
| (1)業務計画書 | 1部 | 契約締結後14日以内 |
| (2)予定行程表 | 1部 | 契約締結後14日以内 |
| (3)点検報告書(点検写真を含む) | 1部 | 点検完了後速やかに |
| (4)実施行程表 | 1部 | 点検完了後速やかに |
| (5)その他発注者の必要とする図書 | | その都度別途指示 |

(実施要領)

第14条 受注者は、電気通信施設点検基準(案)に基づき、点検者を派遣して実施するものとする。点検者は、定期点検を実施する場合、事前事後に監督職員に報告するとともに、報告書等にその結果を記録するものとする。

(部品の交換等)

第15条 機器の性能の劣化・破損・故障等を発見した場合は監督職員に報告のうえ、直ちに修理するものとし、修理が困難なものについては、保全処置を施し遅滞なく修理に要する期間・部品等を調査して、その内容を監督職員に報告するものとする。

(電気設備管理台帳)

第16条 定期点検において、台帳を更新する必要がある場合は以下に基づき報告するものとする。なお、対象項目は下記程度とする。

- (1) 設備名
- (2) 設置場所
- (3) 規格構成
- (4) 付属設備
- (5) 製造者名
- (6) 製造年月日
- (7) 管理番号
- (8) 写真
- (9) 全設備一覧表

第3章 その他

(観測データの整理)

第17条 統計機能(NAKSS)より各年(1月1日から12月31日まで)の観測局毎の観測データ(雨量・水位)について、年報、月報、日報としてそれぞれ取りまとめ、電子データ(CSV形式)で提出すること。

(受注実績)

第18条 本業務は、電気通信設備等に係る「保守点検業務」の受注実績として評価する業務の対象業務である。

第4章 成果品

第19条 成果品の提出については、共通仕様書によるものとし、提出部数及びそのほかについては下記の通りとする。提出時期は各年度末とする。

- ・点検報告書 1 部
- ・管理設備台帳 2 部
- ・電子ファイル 1 式

NAKSS機器保守対象機器一覽表(別紙)

[illegible]